

外来化学療法室における急変時対応の指針

1 基本理念について

外来化学療法室では安全に化学療法を実施することが求められている。化学療法中には輸注反応（インフュージョン・リアクション）や過敏反応（アナフィラキシー）、あるいはその他の原因により患者が急変することがあり、迅速かつ適切な急変時対応を行う必要がある。

鳥取赤十字病院 外来化学療法室においては、本指針により外来化学療法室における迅速かつ適切な急変時対応に取り組んでいる。

2 本指針の策定、改正について

本指針は化学療法委員会で協議し策定した。本指針の改正は、化学療法委員会の決定により行う。

3 外来化学療法室における急変時対応について

3-1 医師・急変対応チームへの連絡

外来化学療法室で急変事例が発生した場合は、速やかに主治医または担当医に連絡する。また、患者の状態によってコードブルーを行う。

3-2 急変時対応について

3-2-1 インフュージョン・リアクションあるいはアナフィラキシーの対応について

インフュージョン・リアクションあるいはアナフィラキシー発生時は、対応フローチャートに沿って対応を行う。

3-2-2 その他の急変時対応について

その他の急変時には、治療を中止し、主治医または担当医は必要に応じて当該診療科へ紹介するなど適切な対応を行う。

3-3 回復後の対応について

アナフィラキシー事例では遅発性アナフィラキシーの可能性があるため、原則経過観察入院とする。その他の急変事例では、軽症あるいは中等症の場合は主治医あるいは担当医の指示により帰宅あるいは経過観察入院とし、重症以上の場合は経過観察入院とする。

4 外来化学療法室における急変時の情報共有について

外来化学療法室における急変事例発生時は責任医師および責任看護師長に報告する。院内副作用報告書を作成し、薬剤部医薬品情報室から院内スタッフへ情報発信する。外来化学療法責任医師が必要と認める場合は、速やかに医療安全管理室へ報告する。

5 外来化学療法室における急変時対応のための研修について

外来化学療法室では急変事例発生時に迅速かつ適切な対応ができるように、定期的にシミュレーション研修等の研修を行う。